

準備書面(弐)

広島地方裁判所令和7年(レ)第47号損害賠償請求控訴事件
 原審:庄原簡易裁判所令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件
 令和7年12月5日作成 広島地方裁判所民事1部 御 中

控訴人(原告) 高野 邦 夫

被控訴人(被告) 津 田 廣 雄

記

第一.始めに

上記当事者間の令和7年(レ)第47号損害賠償請求控訴事件について準備書面(壱)を提出するが、なお補足する意味で本準備書面(弐)も提出する。

第二. 準備書面(壱)の補充

1. 訴訟物が同一であるか否について判例を検索してみました。

判 1 本法一条一項に基づく損害賠償請求に憲法二九条三項に基づく損失補償請求を予備的・追加的に併合することは、右予備的請求が、主位的請求と被告を同じくする上、その主張する経済的不利益の内容が同一で請求額もこれに見合うものであり、同一の行為に起因するものとして発生原因が実質的に共通するなど、相互に密接な関連性を有するものであるときは、請求の基礎を同一にするものとして旧民事訴訟法二三二条〔民訴一四三条〕による訴えの追加的変更準じて許される。(最判平5・7・20 民集四七一七一四六二七)

判 2 損害賠償請求訴訟が民法に基づいてなされているか国家賠償法に基づいてなされているかは単なる原告の法律上の意見にすぎないから、裁判所が民法による請求を本法による請求にひきなおして判断することは差し支えなく、原告がその原因たる事実を主張している以上弁論主義に反するものではない。(高松高判昭49・10・31 下民集二五一九～一二一八七七)

2. 上記二つの判例は、国賠法1条と民法709条の関係で「訴訟物は同一」と判断したものと思料されるが、不法行為(民法709条)と債務不履行(民法415条)の場合ではない。

3. 原審は、債務者・賠償金額の重畳だけで「訴訟物が同一」と判断しているが、「債務の発生時期及び発生原因など法的性質」も考慮して総合的に判断されるべきだった。

4. こうしてみると、言葉は俗悪だけれども「糞味噌の判断」と評せざるを得ないところである。

第二. 結 語

1. 準備書面(壱,弐)は被控訴人の答弁書も見ないで作成した書面であり、不備点は幾重にも主張・立証・訂正の意がある。

以上控訴人(原告) こう の くに お 高野 邦 夫